

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 目的、町の責務、計画の位置づけ、構成等

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現は、国民共通の願いであり、平和を維持するために、国による国際協調のもとでの外交努力の継続が何より重要である。

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の安全・安心が脅かされるいかなる事態においても、住民の生命、身体及び財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限に尊重しながら、住民の協力を得つつ、府及び関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

万が一、武力攻撃事態等となった場合、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、住民の安全・安心を確保するため、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

### 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

#### (1) 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び府の国民の保護に関する計画（以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、町国民保護計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 5 条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

#### (3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画は、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる次の事項について定める。

町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

町が実施する国民保護法第 1 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

前各号に掲げるもののほか、町の区域に係る国民保護措置に関し、町長が必要と認める事項

## 2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

併せて、関係機関等への連絡先や統計資料などを記載した資料及び事務の詳細な手順を定めた資料編・マニュアルを作成する。

## 3 町国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、久御山町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議し、同意を得た後、町議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、この限りでない。

## 4 久御山町地域防災計画等との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「久御山町地域防災計画」等に準じて対応する。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護法、その他の法令、基本指針、府国民保護計画及び町国民保護計画に基づいて国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続を行う。

この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条及びその他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重する。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 住民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、府と連携して適時にかつ新聞、放送、インターネット等、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、府、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関をはじめ、町内の様々な機関・団体と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 住民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮

町は、国民保護措置の実施を行なう場合は、高齢者、障害者、乳幼児、疾病等の療養者、日本語に理解が不十分な外国人、その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

### (7) 国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用さ

れる国際人道法の的確な実施を確保する。

**(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重**

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

**(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保**

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

**(10) 外国人への国民保護措置の適用**

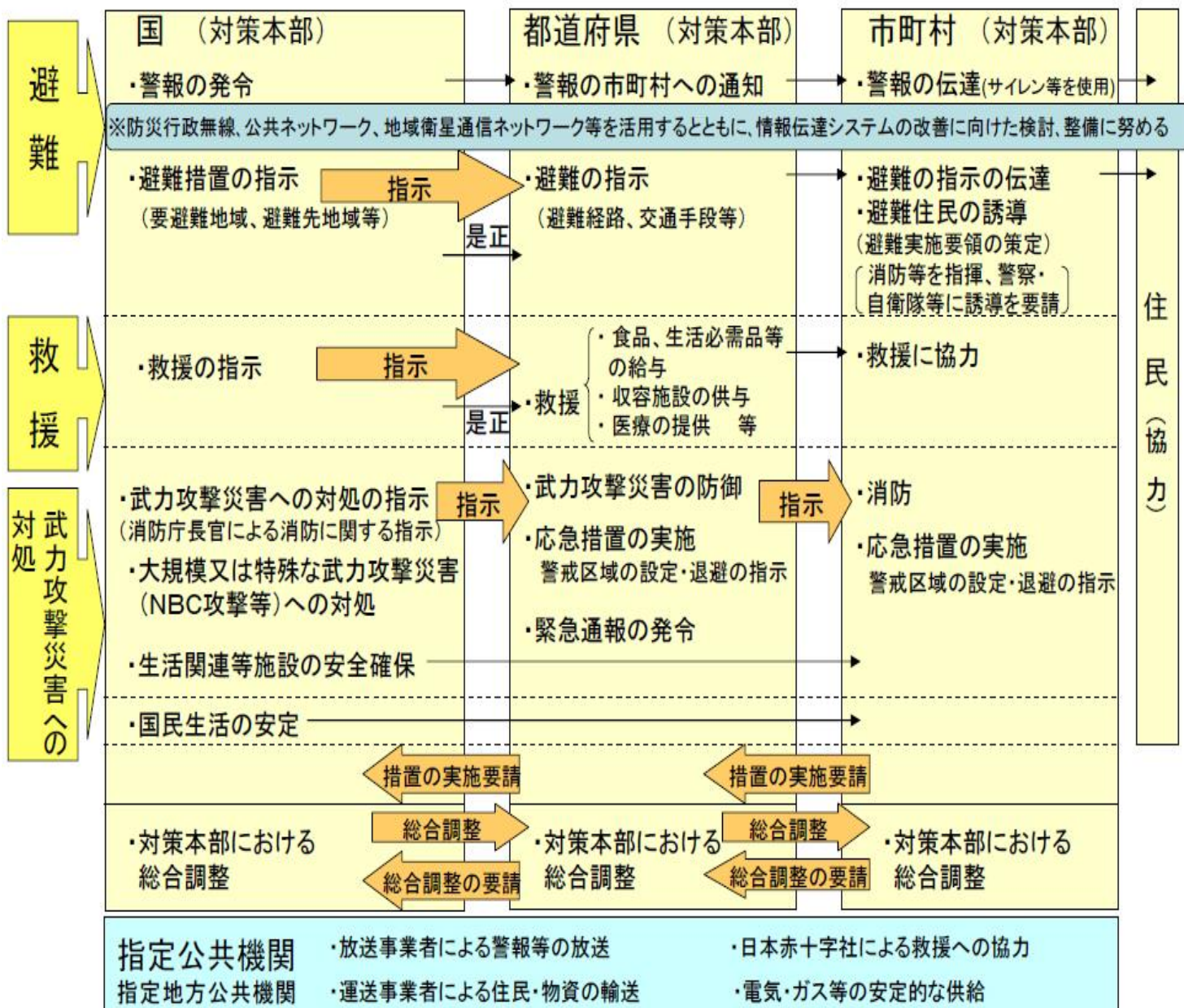
町は、町内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

### 第3章 町の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡窓口をあらかじめ把握する。

なお、これらの機関や関係団体等の連絡先等については、資料編に記載する。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

### **(1) 町の事務又は業務の大綱**

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

### **(2) 府の事務又は業務の大綱**

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の通知
- 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を超える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 10 交通規制の実施
- 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

### **(3) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務の大綱、関係機関の連絡先等**

資料編・マニュアルに記載する。

## 第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴は、次のとおりである。

### (1) 位置と概況

町は、京都市の中心部から南へ15km、山城盆地の南西部に位置し、役場は、東経135度44分6秒、北緯34度52分45秒に位置し、東西3.5km、南北4.3km、面積は、13.86km<sup>2</sup>である。

### (2) 地形

地域の大部分は、宇治川と木津川に挟まれた山城盆地の低地にあり、北は京都市、東は宇治市、南は城陽市、西は八幡市に隣接している。

土地は、南端の佐山が一番高い位置にあり、巨椋池の干拓田あたりが一番低く、南から北へ2500分の1の角度で緩やかに傾斜している。

### (3) 地質

町の地質は沖積層で表面地質は、宇治川の氾濫によってもたらされた砂・泥による未固結堆積物でできている。なお、佐山地区においては、礫・砂を主要構成物としてできている。また、大橋辺、北川顔地区は、表層下80cm以内にグライ層が出現し、次層（作土下）の土性が中粒質の土壌であるグライ土壌。京都飛行場跡地は、表層および次層が灰色から灰褐色の色調を呈し、次層の土性が中核質の土壌である灰色低地土壌。巨椋池地区及び佐山地区においては表層下80cm以内にグライ層が出現し、次層の土性が細粒質の細粒グライ土壌である。

グライ層：青粘土と呼ばれる青灰色の土層で、年間を通していつも地下水が停滞していて、空気から遮断されているため、土壌中の酸化鉄が還元されて青灰色の亜酸化鉄になっている層のこと。

### (4) 道路の位置等

町内における道路は、昭和41年に開通した国道1号をはじめ、平成15年の第二京阪道路や京滋バイパス等の国土軸である大型道路の開通により、広域幹線道路網が整備されている。

主な自動車専用道路としては、京滋バイパス（名神大山崎JCT～滋賀県境）が東西に、第二京阪道路（巨椋池I.C～枚方東I.C）が南北に伸びている。

主な一般国道としては、国道478号（国道1号～国道171号）が東西に伸び、国道1号（滋賀県境～大阪府境）、国道24号（奈良県境～河原町通九条）が南北に伸びている。

主な府道としては、宇治淀線と八幡宇治線が東西に伸びている。

主な町道としては、田井東一口線・佐山野村線が南北に、田井林線等が東西に伸

びている。

#### (5) 気候

瀬戸内海気候に属し、冬は小雪で寒さが厳しく、夏は高温多湿で、気候は、四季を通じて変化が明確な内陸性の特性を呈している。

「町の月別平均気温、月別降水量」は、資料編に記載する。

#### (6) 常住人口と昼間人口

もともとは農業中心の町であったが、国道1号が開通した昭和41年ごろから急速に都市化が進み、京都、大阪間の大都市近郊に位置する地の利を生かし、工場や事業所の進出が相次ぎ、平成15年には、第二京阪道路や京滋バイパス等の大型道路が開通し、農業、商工業、住宅地の均衡のとれた町として発展し続けている。

これらの社会的、経済的要因の中、事業所数が多いことから昼夜間人口比率が非常に高いことが、本町の大きな特長である。平成18年10月現在において、町の人口は、約17,000人である。大字別人口および世帯数の推移等の数値については、資料編に記載する。

#### (7) 自衛隊等

町内には自衛隊施設はないものの、町の東部に隣接する宇治市には陸上自衛隊大久保駐屯地と陸上自衛隊宇治駐屯地が、所在する。

「町内字切図」、「幹線道路図」、「大字別人口及び世帯数の推移」、「町内の重要文化財一覧」については、資料編に記載する。



## 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、次のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等とは、次の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針に示されている。

着上陸侵攻	船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
ゲリラや特殊部隊による攻撃	不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である特殊部隊による都市部、政治・経済の中枢部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力事業所などに対する攻撃
弾道ミサイル攻撃	弾頭に、通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃
航空攻撃	着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃

### 2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態とは、次の事態をいう。

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの
---

(2) 緊急処理事態の事例として、次の4事態が基本指針に示されている。

攻撃対象施設等による分類	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船への攻撃 ダムの破壊
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破
攻撃手段による分類	
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来

【ダーティボム(汚い爆弾):放射性物資を爆薬により広範囲に拡散させ、被害をもたらす兵器】

### 3 武力攻撃事態の類型の特徴等

(1) 府国民保護計画に示された武力攻撃事態の4類型の特徴等は、次のとおりである。

	着上陸侵攻	ゲリラ、特殊部隊等	弾道ミサイル・航空機
要避難地域の範囲	・広範囲	・応急的かつ柔軟な避難が必要	・攻撃目標に特定は困難 ・広範囲に避難を指示(航空機のみ)
避難の指示	・比較的長期に及ぶことを前提に対処	要避難地域からの迅速な避難の実施又は屋内への一時避難移動の安全が確認された後、適切な避難先に移動	近傍のコンクリート造等の堅牢な施設、建築物の地階、地下街、地下駅舎等への屋内への避難 事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
留意事項	・予測事態での避難が重要 ・避難における混乱防止	・状況の推移に伴い応急的かつ柔軟な避難 ・市町村、府、警察、海上保安庁、自衛隊	・弾道の種類により対応が大きく異なる。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運送力の確保</li> <li>・ 国の総合的方針に基づく避難措置の指示を踏まえ対応</li> <li>・ 交通規制の実施</li> </ul>	<p>間で適切な役割分担のもと避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置</li> </ul>	
--	---	---	--

**(2) 府国民保護計画に示された核兵器、生物兵器、化学兵器を使用した攻撃の特徴等は、次のとおりである。**

	核兵器等 (Nuclear)	生物兵器 (Biological)	化学兵器 (Chemical)
共通的留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防機関、警察は、防護服を着用する等、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民を誘導</li> <li>・ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるための手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させること、マスクや折畳んだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意</li> </ul>		
初期避難及びその後の避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難、安定ヨウ素剤の服用、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難</li> <li>・ 放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難</li> <li>・ 放射降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向き垂直方向に避難</li> <li>・ ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・ 人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が非常に困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を講じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難</li> <li>・ 化学剤は、一般的に空気より重いいため、可能な限り高所に避難</li> </ul>

(3) 府国民保護計画に示された緊急処理事態の特徴等は、次のとおりである。

	攻撃対象施設等による分類		攻撃手段による分類	
	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等
事態例	原子力事業所等 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等 危険物積載船 ダム	大規模集客施設 ターミナル駅等 列車等	ダーティボム等 炭疽菌等生物剤の大量散布 サリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入	航空機等による自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来
被害の概要	大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障 下流に及ぼす影響は多大	爆破による人的被害が発生、施設が崩壊した場合には人的被害は多大	爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害や、放射線により正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症、小型核爆弾は、核兵器の特徴と同様 生物剤の特徴は生物兵器の特徴と同様、毒素の特徴は、化学兵器の特徴と類似 化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設破壊に伴う人的被害で、施設の規模により被害規模が変化</li> <li>攻撃目標周辺への被害も予想</li> <li>爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障</li> </ul>

#### 4 町において留意する事項

基本指針においても、武力攻撃事態等の具体的な想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に言えないとされている。

したがって、町の区域における武力攻撃事態の具体的な想定を行うことは困難であるが、町の地理的・社会的特性から、交通の要衝となっているジャンクションや自動車専用道をはじめ、国道1号等、また、数多く所在する事業所や大規模集客施設等へのテロ攻撃に留意する必要がある。